

独立行政法人北方領土問題対策協会の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成21年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

当法人における役員報酬は、給与法に準拠した水準とし、独立行政法人北方領土問題対策協会役員給与規程に基づいて支給しており、期末特別手当において、個別に業績を勘案し、役員の報酬を増減できることとしている。

役員報酬基準の改定内容

法人の長

- ・東京特別区に勤務する者の地域手当を16%から17%とした。
- ・俸給月額を12月から948,000円から944,000円に引下げた。
- ・特別期末手当の支給率を、6月分において100分の160を145に引下げた。
- ・特別期末手当の支給率を、12月分において100分の175を165に引下げた。

理事

- ・俸給月額を12月から592,000円から590,000とした。なお、2月に民間から公募採用した理事について、その者の経歴等を勘案し660,000円とした。
- ・特別期末手当の支給率を、6月分において100分の160を145に引下げた。
- ・特別期末手当の支給率を、12月分において100分の175を165に引下げた。

理事(非常勤)

平成21年度の改定は行われていない。

監事(非常勤)

- ・東京に勤務する者の俸給月額を279,000円から278,000円に引下げた。
- ・札幌に勤務する者の俸給月額を185,000円から184,000円に引下げた。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成21年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
A法人の長	千円 18,231	千円 11,360	千円 4,814	千円 1,931 (地域手当) 126 (通勤手当)			
A理事	千円 1,413	千円 1,320	千円 0	千円 39 (地域手当) 26 (寒冷地手当) 28 (通勤手当)	2月1日		
B理事	千円 8,920	千円 5,916	千円 2,702	千円 177 (地域手当) 39 (寒冷地手当) 86 (通勤手当)		1月31日	*

C理事 (非常勤)	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	()	1月1日	
D理事 (非常勤)	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	()	1月1日	
E理事 (非常勤)	千円 80	千円 80	千円 0	千円 0	()		
F理事 (非常勤)	千円 80	千円 80	千円 0	千円 0	()		*
G理事 (非常勤)	千円 100	千円 100	千円 0	千円 0	()		
H理事 (非常勤)	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	()		
A監事 (非常勤)	千円 3,336	千円 3,336	千円 0	千円 0	()		*
B監事 (非常勤)	千円 2,211	千円 2,211	千円 0	千円 0	()		

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入している。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「*」、役員出向者「 」、独立行政法人等の退職者「 」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「* 」、該当がない場合は空欄。

注3:非常勤役員手当に関する規程に基づき非常勤の理事については、役員会等出席時に、日額2万円を支給している。

3 役員退職手当の支給状況(平成21年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事	千円	年 月			該当者なし	
理事 (非常勤)	千円	年 月			該当者なし	
監事 (非常勤)	千円	年 月			該当者なし	

注1:「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入している。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「*」、役員出向者「 」、独立行政法人等の退職者「 」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「* 」、該当がない場合は空欄。

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項 人件費管理の基本方針

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)等を踏まえて、18年度以降5年間で5%以上の人員削減を行うという方針により、19年度末に常勤職員1名の削減を行い人件費の削減に努めたところである。なお、平成22年度末までにさらに1名の削減を行う予定。

職員の数が少ない状況の中、年間を通し極めて繁忙な業務を、適切に遂行するため、それぞれの適正を掌握し、人員の配置等を行う。

また、必要に応じ職員を各種研修会へ派遣するなど能力向上を図る。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

人事院勧告の水準を最大限に反映させるほか、今後も国家公務員に準じた給与構造改革体系の見直しを行う。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

人事の公正な基礎として、職員の勤務評定を実施し、1年間良好な成績で勤務した者を昇給させる。

(能率、勤務成績が反映される給与の内容)

給与種目	制度の内容
賞与: 勤勉手当 (査定分)	勤務成績に応じて支給額を変動させる。
俸給	1年間良好な成績で勤務した者を昇給させる。

ウ 平成21年度における給与制度の主な改正点

独立行政法人北方領土問題対策協会職員給与規程について以下の点を改正した。

俸給月額引下げ。

住居手当において、持ち家を有する者に支給していた2,500円の支給の廃止。

期末手当の支給率を6月支給において100分の140から125に(特定幹部職員は100分の120から110)に引下げるとともに、12月支給における同手当を100分の160から150(特定幹部職員は100分の140から125)に引下げ。

勤勉手当の支給率を6月支給において100分の75から70に(特定幹部職員は100分の95から85)に引下げるとともに、12月支給における同手当を100分の75から70に引下げ。

東京特別区に勤務する職員の地域手当を16%から17%とした。

府省との業務調整を行う東京在勤職員に対し、職務の級に応じた特別調整額を支給。

2 職員給与の支給状況

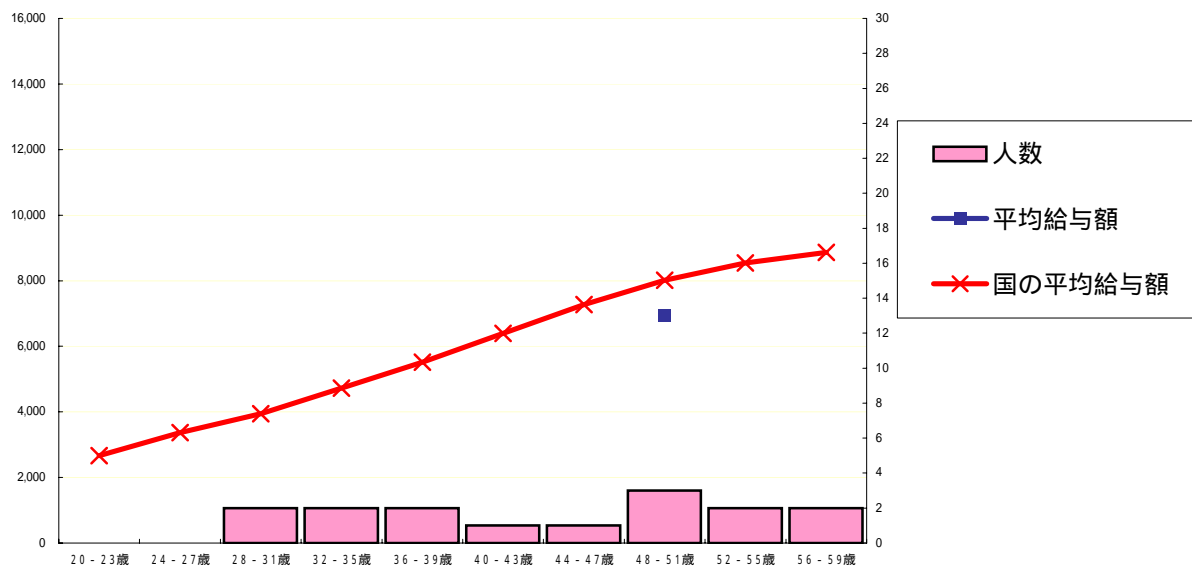
職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成21年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	16人	45.1歳	千円 6,681	千円 5,054	千円 143	千円 1,627
事務・技術	16人	45.1歳	千円 6,681	千円 5,054	千円 143	千円 1,627
非常勤職員	6人	54.3歳	千円 2,877	千円 2,877	千円 107	千円 0
事務・技術	6人	54.3歳	千円 2,877	千円 2,877	千円 107	千円 0

注: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

在外職員、任期付職員、再任用職員及び研究職種、医療職種(各項目)、教育職種については、当協会に該当がないため、欄を省略した。

年間給与の分布状況(事務・技術職員)(在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、
まで同じ。)



注1: の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下 と同じ。

注2: グラフのうち、全ての年齢階層について該当者が4名以下のため、第1・第3分位折れ線を表示していない。

注3: グラフのうち、48-51歳を除く全ての年齢階層について、該当者が2名以下であることから、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあるため、平均額を示す点を表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
・課長	5	56.9	8,350	9,022	9,240
・専門官	5	45.1	5,702	6,520	7,515
・専門職	4	38.3	-	4,799	-
・主事	2	-	-	-	-

注1: 4人以下については、第1・第3分位を記載していない。

注2: 主事は該当者が2名以下であることから、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあるため、平均年齢、平均額を表示していない。

職級別在職状況等(平成22年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級
標準的な職位		局長	局長	課長	課長	課長
人員(割合)	2人 ()	1人 ()	1人 ()	1人 ()	1人 (6.3%)	1人 (6.3%)
年齢(最高～最低)		歳	歳	歳	歳	歳
所定内給与年額(最高～最低)		千円	千円	千円	千円	千円
年間給与額(最高～最低)		千円	千円	千円	千円	千円

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		上席専門官 専門官	専門官	専門官 専門職	専門職	主事
人員(割合)	14人 ()	4人 (25.0%)	2人 (12.5%)	5人 (31.3%)	1人 (6.3%)	2人 (12.5%)
年齢(最高～最低)		56～48歳	歳	48～35歳	歳	歳
所定内給与年額(最高～最低)		7,094 ～5,488千円	千円	4,271 ～3,402千円	千円	千円
年間給与額(最高～最低)		9,240 ～7,515千円	千円	5,702 ～4,648千円	千円	千円

注:当法人における7級、6級、4級、2級、1級については、2人以下であることから当該個人に関する情報を特定されるおそれがあるため、「職級」及び「標準的な職位」を除き記載していない。

賞与(平成21年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 58.4	% 59.5	% 58.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 41.6	% 40.5	% 41.1
	最高～最低	% 42.0～41.3	% 41.5～40.0	% 41.4～40.6
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 62.3	% 68.9	% 65.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 37.7	% 31.1	% 34.3
	最高～最低	% 48.7～33.0	% 35.8～27.9	% 40.3～30.6

職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

对国家公務員(行政職(一))

95.4

対他法人(事務・技術職員)

89.8

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

事務・技術職員

項目	内容						
指数の状況	対国家公務員 95.4						
	参考	<table border="1"> <tr> <td>地域勘案</td> <td>89.6</td> </tr> <tr> <td>学歴勘案</td> <td>92.8</td> </tr> <tr> <td>地域・学歴勘案</td> <td>86.8</td> </tr> </table>	地域勘案	89.6	学歴勘案	92.8	地域・学歴勘案
地域勘案	89.6						
学歴勘案	92.8						
地域・学歴勘案	86.8						
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	該当なし。						
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 85.8% (国からの財政支出額 832,569千円、支出予算の総額 969,978千円：平成21年度予算)</p> <p>【検証結果】 少ない人員の中、年間を通し極めて繁忙な業務を、スタッフ制の導入を図るなど弾力的な人事運用により、個々の能力を最大限に引き出し、適切に遂行している。また、対国家公務員との比較指数について、地域勘案(89.6) 学歴勘案(92.8)、地域・学歴勘案(86.8)いずれについても、100を大きく下回っている。</p>						
	<p>【累積欠損額について】 該当なし。</p> <p>【検証結果】</p>						
講ずる措置	該当なし。						

総人件費について

区 分	当年度 (平成21年度)	前年度 (平成20年度)	比較増 減		中期目標期間開始時(平成20年度)からの増 減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	155,905	162,489	-6,584	-4.05	162,489	-4.05
退職手当支給額 (B)	2,321	11,292	-8,971	-79.45	11,292	-79.45
非常勤役職員等給与 (C)	51,118	47,899	3,219	6.72	47,899	6.72
福利厚生費 (D)	25,986	26,520	-534	-2.01	26,520	-2.01
最広義人件費 (A + B + C + D)	235,330	248,200	-12,870	-5.19	248,200	-5.19

総人件費について参考となる事項

今年度において、退職手当を支給した者が職員1名であり、同手当の支給額が大幅に減少したことなどから、最広義人件費が昨年度と比較して、約5.19%減少した。

中期目標及び中期計画

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)等に基づき、平成22年度末に常勤職員を1名削減する。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度
人員数 (人)	21	21	21	20	20
人員純減率 (%)		0.00	0.00	-4.76	-4.76

法人が必要と認める事項

特になし。